

第 188 回：基礎控除と給与所得控除

政府の掲げる「働き方改革」や昨今の働き方の多様化を踏まえ、「平成 30 年度税制改正大綱」で 2020 年 1 月からの「基礎控除の引き上げ」と「給与所得控除の引き下げ」が決定しました。

今回は、今年から変更される基礎控除と給与所得控除を取り上げます。

■ 基礎控除は 10 万円引き上げ（ただし所得制限あり）

基礎控除とは、所得控除の一つです。所得税額や住民税額の計算をする際に、誰でも所得から差し引くことができる金額を基礎控除と呼びます。

2019 年までは、所得の金額にかかわらず 38 万円でしたが、2020 年からは 10 万円引き上げられて 48 万円になりました。

ただし、所得金額が 2,400 万円を超える場合は、所得金額に応じて基礎控除が減少します。

【基礎控除額】

| 個人の合計所得金額 | 2019(令和 1)年まで | 2020(令和 2)年以降 |
|----------------------|------------------|---------------|
| 2,400 万円以下 | 38 万円 (33 万円) | 48 万円(43 万円) |
| 2,400 万円超 2,450 万円以下 | | 32 万円(29 万円) |
| 2,450 万円超 2,500 万円以下 | | 16 万円(15 万円) |
| 2,500 万円超 | | 0 円(0 円) |

※括弧内は、住民税の計算に使用される基礎控除の額

■ 給与所得控除は 10 万円引き下げ、上限額も引き下げ

給与所得控除も所得控除の一つです。会社員などの給与所得者が、給与所得を計算する際に給与等の収入金額に応じて差し引くことができる金額を給与所得控除と呼びます。

2020 年の変更点は、下記の通りです。

- ・ 控除額を一律 10 万円引き下げ
- ・ 上限額が適用される収入金額を 1,000 万円から 850 万円に引き下げ
- ・ 上限額を 220 万円から 195 万円に引き下げ

表にまとめると次ページのようになります。

【給与所得控除額】

| 給与等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額) | 2019(令和1)年まで | 2020(令和2)年以降 |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|
| 180万円以下 | 収入金額×40% 65万円に満たない場合には65万円 | 収入金額×40%－10万円 55万円に満たない場合には、55万円 |
| 180万円超 360万円以下 | 収入金額×30%+18万円 | 収入金額×30%+8万円 |
| 360万円超 660万円以下 | 収入金額×20%+54万円 | 収入金額×20%+44万円 |
| 660万円超 850万円以下 | 収入金額×10%+120万円 | 収入金額×10%+110万円 |
| 850万円超 1,000万円以下 | | |
| 1,000万円超 | 220万円(上限) | 195万円(上限)※ |

※子育て介護世帯は調整が入るため、控除金額は下記の通りとなる。

195万円＋（収入金額－850万円）×10%（ただし、上限210万円）

■ 影響は？

個人事業主にとっては、給与所得控除は関係ないため、基礎控除が10万円増加し、嬉しい改正といえそうです。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は基礎控除が減少するため、所得税は増加します。

一方、会社員の場合、給与等の収入金額が850万円を超えると、収入に応じて所得税が増加します。

【基礎控除と給与所得控除のまとめ】

| 給与等の収入金額 (源泉徴収票の支払金額) | 基礎控除の増減 (2019年比) | 給与所得控除の 増減 (2019年比) | 所得税への影響 |
|--------------------------|---------------------|---------------------------|----------------------|
| 850万円以下 | +10万円 | -10万円 | プラスマイナスなし |
| 850万円超 2,595万円以下 | +10万円 | -10万円 ～ -25万円 | 増加 (～約6万円/年) |
| 2,595万円超 2,645万円以下 | -6万円 | -25万円 | 増加 (約12.5～28万円/年) |
| 2,645万円超 2,695万円以下 | -22万円 | | |
| 2,695万円超 | -38万円 | | |

会社員の方の所得税は給与から源泉徴収されるため、上記改正の影響を実感しにくいのですが、控除をうまく利用して、影響を少なくできると嬉しいですね。

次々回は、会社員の方も利用できる控除のひとつ「ふるさと納税」を取り上げます。

ご不明な点等ございましたら、当事務所までいつでもご相談ください！